

一時預かり事業に係る利用者負担額軽減事業補助金のご案内

市内の所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、市内認可施設等の一時預かり事業（非在園児等の一時預かり）の利用者負担額の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1. 対象世帯及び補助上限額

対象世帯	補助上限額※1 (児童1人当たり)
① 生活保護世帯	3,000円/日
② 市町村民税非課税世帯	2,400円/日
③ 市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯※2	2,100円/日
④ その他市長が認める要支援世帯	1,500円/日

※1 1日当たりの補助額は、補助上限額または利用者負担額のうち、少ない金額となります。

※2 利用年1月1日時点で住民票が政令指定都市にある場合は、102,801円未満の世帯が対象となります。

2. 対象施設

地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業を実施している施設での利用が対象となります。
対象施設については、以下をご覧ください。

なお、利用日時点における最新情報は下記までお問合せください。

令和7年10月1日時点

公立	葵区	長沼こども園	上土こども園	田町こども園	服織こども園
		中藁科こども園	安倍口中央こども園	瀬名川こども園	服織中央こども園
		静岡中央子育て支援センター			
	駿河区	八幡こども園	用宗こども園	東豊田中央こども園	小黑こども園
		登呂こども園	丸子こども園	中田こども園	中村町こども園
		下川原こども園	富士見台こども園	東新田こども園	広野こども園
		高松こども園			
	清水区	辻こども園	入江こども園	清水こども園	川原こども園
		駒越こども園	飯田南こども園	飯田北こども園	高部中央こども園
		有度西こども園	有度北こども園	西久保こども園	横砂こども園
		原こども園	庵原こども園	興津北こども園	蒲原東部こども園
		由比中央こども園	入山こども園	清水中央子育て支援センター	
私立	葵区	日吉町保育園	こすもすこども園	足久保こども園	北安東保育園
		賤機こども園	北沼上こども園	蛭ヶ丘保育園	美和保育園
		あゆみ第2こども園	麻華こども園	竜南こども園	新聞杉の子幼稚園
		横内幼稚園	沓谷おひさまの森こども園		
		静岡ホーム保育学園	千代田保育園	春日保育園	一番町保育園
		月影保育園	うしづま保育園	若松保育園	ルンビニー保育園
		水落保育園	こぐま保育園	こぼと保育園	あゆみ保育園
		麻機保育園	城北保育園	いさみ保育園	モコ末広保育園
		七間町保育園	小規模みつばち保育園	竜南乳児園	
	駿河区	ふじみ幼稚園	だきしめこども園	東新田ひばりこども園	八幡おひさまの森こども園
		梨花幼稚園			
		静岡隣人会保育園	若草保育園	るり保育園	たんぼぼ保育園
		ほのぼの保育園	長田ちびっこ保育園	つくしんぼ保育園	
		キッズハウスひかり	静岡学園保育園		
	清水区	清水りんぼかんこども園	草薙ふたばこども園	みどりが丘こども園	めぐみこども園
		若竹幼稚園	蒲原学園幼稚園	清水やぐらこども園	まつぼっくりこども園
		矢部こども園	あいわこども園	うど東こども園	
		有度十七夜山保育園	嶺保育園	袖師保育園	ふたば保育園
		曙保育園	杉の子保育園	のぞみ保育園	風の子保育園
		えじり保育園	清水みらい保育園	十七夜山しぐかわほいくえん	やしのき保育園

3. 対象期間

令和7年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日
-------	--------------------

4. 対象経費

本事業の対象経費は、市内の認可施設等が地域子ども・子育て支援事業として実施する一時預かり事業を利用する際の利用者負担額（利用料及び給食費）です。

ただし、一時預かり事業を利用した児童が子育てのための施設等利用給付を受けている場合は、本事業の対象外となります。

5. 申請及び請求方法（償還払い）

保護者が利用料を施設へ支払った後、市へ申請及び請求を行い、給付を受ける方法です。
以下のLoGoフォームより電子申請をお願いいたします。

申請フォーム	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
				
提出書類	①一時預かり事業に係る利用者負担軽減事業補助金交付申請書兼実績報告書 ②一時預かり事業に係る利用者負担軽減事業補助金請求書 ③一時預かり事業を利用した際の領収書の写し※1 ④振込先の口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等の写し） ⑤対象世帯であることの疎明資料 ・生活保護証明書（生活保護世帯の場合） ・課税証明書※2（市町村民税非課税世帯または市町村民税所得割合算額77,101円未満世帯※3）			
提出先	静岡市役所 こども未来局 幼児教育・保育支援課 給付・支援係			
利用期間	提出期限		支払予定月	
4～6月分	令和7年8月20日		令和7年10月	
7～9月分	令和7年10月20日		令和7年12月	
10～12月分	令和8年1月20日		令和8年3月	
1～3月分	令和8年4月3日※4		令和8年5月	

※1 原則、領収書の再発行は行っておりませんので、紛失しないようご注意ください。

※2 4月～8月の利用は前年度、9月～翌3月の利用は当年度の市民税所得割で判定しますので、対象の課税証明書を取得し、提出してください。

※3 所得割合算額は、税額控除（住宅ローン、ふるさと納税等）前の金額です。
利用年1月1日時点で住民票が政令指定都市にある場合は、102,801円未満の世帯が対象です。

※4 1～3月分の申請期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

【問合せ先】

静岡市役所こども未来局 幼児教育・保育支援課 給付・支援係
電話番号 054-221-1092